

5月臨時教育委員会會議

(議 案)

議案第 36 号

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 5 月 14 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「8 月 31 日」を「7 月 31 日」に、第 2 号中「9 月 1 日」を「8 月 1 日」に改め、同条第 2 項第 2 号中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。